

本庄市観光協会土産品推奨規程

(目的)

第1条 この規程は、本庄市観光協会が本庄市内における優良なる土産品を推奨（以下「推奨土産品」という。）することにより、土産品の品質向上と販路拡張を促し、業界の振興と顧客の利便を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における推奨土産品とは、販売の目的をもって製造又は加工の最終段階が、本庄市内で行われている商品をいう。

(推奨選定基準)

第3条 推奨土産品は、次の各号に掲げる推奨選定審査基準によって選定する。

- (1) 郷土色豊かなもの。
- (2) 商品の名称、品質、意匠、包装、デザイン、価格等が適正であるもの。
- (3) 常時量産され、市販されているもの。
- (4) 食品衛生法、計量法、意匠法その他法規に違反していないもの。
- (5) その他推奨に値すると認められるもの。

(選定委員会の設置)

第4条 推奨土産品を選定するため選定委員会を設置する。

- 2 選定委員会は、定例審査会と臨時審査会とする。ただし、定例審査会は、2年に1回開催する。
- 3 選定委員会の事務局は、本庄市観光協会に置く。
- 4 選定委員会委員（以下「委員」という。）は、推奨土産品に関して、専門的、技術的に高い見識を有する者を本庄市観光協会長（以下「会長」という。）が委嘱する。委員数は、若干名とする。
- 5 委員の任期は、委嘱を受けた日から、定例審査会終了の日までとする。
- 6 選定委員会は、会長の諮問に応じ、推奨土産品を審査、選定する。
- 7 選定委員会に委員長を置く。委員長は委員の互選により定め、委員長は本会を主宰する。
- 8 委員長は、審査の結果を速やかに会長に報告するものとする。

(推奨土産品の決定)

第5条 推奨土産品は、選定委員会の審査の結果に基づき、会長が決定する。

(推奨状の交付・手数料)

第6条 推奨土産品に対しては、別表1に定める「推奨状」を交付する。推奨状の交付手数料は、1品1枚500円とする。

(推奨シールの交付・表示)

第7条 推奨土産品は、別表2に定める「本庄市観光協会推奨シール」を使用することができる。推奨シールは1枚2円（有償）で一事業所500枚単位で交付する。

2 推奨土産品は、会長の承認を受け、包装紙等に推奨土産品である旨の表示をすることができる。

3 この規程に基づく推奨土産品でなければ、宣伝等にあたって本庄市観光協会推奨土産品の字句を使用してはならない。

(推奨期間)

第8条 推奨状の有効期間は、定例審査会において推奨・決定された日から2年間とし、臨時審査会において推奨・決定されたものは、その残余期間とする。ただし、第14条の規定により推奨を取り消された場合には、取り消しの日からその効力は消滅する。

(推奨品の変更)

第9条 推奨土産品の名称、価格、意匠等を変更しようとするときは、あらかじめ会長の承認を受けなければならない。

(審査申請)

第10条 推奨土産品として指定を受けようとする業者は、別表3に定める申請書により現品に外装見本、説明書及び写真を添付して1点につき1枚の申請とする。ただし、申請点数の制限はしないが、農産物（鮮度を問われるもの）は、審査の対象から除くものとする。

(申請条件)

第11条 本庄市観光協会会員に限る。（未加入者は入会の手続きをしてください。）

(製造及び販売業者名の明示)

第12条 推奨土産品の容器、包装等には、製造及び販売業者の所在地、会社名等を明示しなければならない。

(苦情処理の責任)

第13条 推奨土産品の買受人からの苦情に対して、製造又は販売業者は誠意をもってその処理に当たる責を負うものとする。

(事後調査)

第14条 会長は、推奨土産品が審査時の条件を保持しているか随時、業者に対して立入り調査をすることができる。

(推奨の取消し)

第15条 会長は、次の各号の一つに該当すると認めるときは、選定委員会に諮り推奨を取消すことができる。

- (1) 本規定第3条の要件を欠くに至ったとき。
- (2) 推奨品の製造及び販売を中止したとき。
- (3) 推奨シールを不正に用いたとき。
- (4) 推奨品としての信用を著しく害する行為があると認められたとき。
- (5) その他、本規程に違反することがあったとき。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

推 奨 状

〇〇 〇〇 様

1. 品 名

□□□□□

写 真

上記の品を、本庄市観光協会推奨土産品推奨規程に基づく審査の結果、優良土産品として推奨します。

推奨期間： 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

令和 年 月 日

本庄市観光協会長 吉田 信解

別表2



本庄市観光協会推奨土産品登録申請書

令和 年 月 日

本庄市観光協会 会長 吉田 信解 様

住 所

商 号

代表者名

印

電 話

F A X

担当者名

下記商品について、本庄市観光協会推奨土産品の推奨を受けたいので、本庄市観光協会推奨土産品規程第10条の規定に基づき申請します。

記

商 品 名			
生 産 開 始 年 月	年 月	主たる販売所	
商 品 の 特 徴			
製 造 ・ 加 工 場 所	(住所)		
	(工場名)		
使 用 す る 原 材 料 (添加物、科学的 合成品を含む)			
商 品 1 単 位 当 り	(内容量)	(小売価格)	円
主 な 販 売 先	県 内 %	県 外 %	
企 業 の 概 要	資本金又は出資金	創業年月	従業員規模
	千円	年 月	人
前 回 推 奨 の 有 無	有 (推奨年月日・番号)		・ 無